

60歳以上65歳未満 6,700円(41円減)
45歳以上60歳未満 7,785円(45円減)
30歳以上45歳未満 6,990円(40円減)
30歳未満 6,290円(40円減)

これは、あくまで最高額ですので、
賃金日額が6,000円の60歳未満の方の場合、
基本手当の日額は4,338円、
賃金日額が9,000円の場合は、5447円となります。

●西尾はこう思います。

これで、3年連続基本手当は減額となります。
5年前の基本手当日額は
60歳以上で 6,916円(今より216円高い)
45歳以上60歳未満で250円高
30歳以上45歳未満で225円高
30歳未満で205円高

失業中の1日200円の差は、大きいです。

基本手当の自動変更は雇用保険法で規定され、規定どおりに
実施されているのだと思います。
しかし、雇用保険は、毎月保険料を納付していた被保険者の
離職後のセーフティネットとしての側面もあります。
この自動変更、雇用保険の各種助成金の充実も必要でしょうが、
給付の充実をもう一度考えてもよいのでは、と感じています。

~~~~~編集後記~~~~~

今回は、大変申し訳ありませんが、  
トピックスはお休みさせていただきます。

次回は、がんばりますのでご容赦ください。

祇園祭の山鉾巡行が済みますと、  
京都も、梅雨明けとなるのではないのでしょうか。

~~~~~

年金についてのご相談なら

西尾雅枝社会保険労務士事務所
社会保険労務士 & 年金コンサルタント

西尾雅枝

〒604-8155

京都市中京区錦小路通室町東入ル

占出山町308 ヤマチュービル2F N10

電話&FAX(075)241-4586

メールinfo@nishio-sr.com

WEBサイト<http://www.nishio-sr.com>

* このメールマガジンの無断転載・転用は固くお断りいたします。 *

発行システム:『まぐまぐ!』<http://www.mag2.com>
配信中止はこちら』<http://www.mag2.com/m/0000180112.html>
